

11月から児童扶養手当制度が変わります

子ども支援課 ☎048(473)1784

児童扶養手当法の一部改正に伴い、11月1日から所得制限限度額と第3子以降の加算額が引き上げられ、令和6年11月分(令和7年1月支払い分)の手当から反映されます。



▲市ホームページ

現在、所得超過などで児童扶養手当の認定申請をしていない人は、今回の引上げによって支給対象となる場合があります。申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

所得制限限度額の引上げ

全部支給及び一部支給の判断基準となる受給資格者本人の所得制限限度額が引き上げられます（扶養義務者の基準に変更はありません）。

扶養親族等の 人数	受給資格者本人の所得 変更前(10月分まで)		受給資格者本人の所得 変更後(11月分から)	
	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
0人	49万円未満	192万円未満	69万円未満	208万円未満
1人	87万円未満	230万円未満	107万円未満	246万円未満
2人	125万円未満	268万円未満	145万円未満	284万円未満
3人	163万円未満	306万円未満	183万円未満	322万円未満
4人	201万円未満	344万円未満	221万円未満	360万円未満
5人以上	38万円加算		38万円加算	

第3子以降の加算額の引上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。

変更前(10月分まで)		変更後(11月分から)	
全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
6,450円	3,230～6,440円	10,750円	5,380～10,740円

志木市でアーバンスポーツをはじめよう！

生涯学習課 ☎048(473)1183

市では、いろは親水公園の一部を「アーバンスポーツエリア」として試行的に開放し、新たなスポーツを楽しむ機会の創出と市民のスポーツ実施率の向上を図ります。

この機会にアーバンスポーツをはじめてみませんか。

アーバンスポーツエリア

開放期間 10月5日(土)から12月22日(日)までの

毎週土・日曜日 9時30分～16時30分

ところ いろは親水公園左岸

▼駐車場は市役所駐車場をご利用ください。

対象のスポーツ スケートボード、ストライダー、
インラインスケート、BMXなど

